

「中国における紛争解決法(後編)」

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田 幸雄

3. 日本との紛争

日本との紛争に限ってみると、1988年頃から増加してきており、1988年に10件、1989年に11件、1990年に9件、1992年に8件の仲裁の申立があった。日本との紛争については、係争金額は小さいものの、件数としては1988年頃より増加傾向にあり、以降毎年10件余の申立がある。

紛争の内容別の具体的件数は明かではないが、仲裁委員会によれば、一般貨物の輸出入に関するものが最も多く、次いで合弁企業の紛争、紡織品貿易の順に多い。以前多くみられた委託加工・補償貿易に関するものは、少なくなっているという。

合弁企業に関する紛争は、10件前後で、地区的には山東省に多いそうである。合弁企業関連では、出資に関する事項、機械設備の購入に関するもの、経営管理に関するもの、合弁の清算に関するものが複数見られるという。

日本企業と中国企業の紛争は、従来は比較的少なかったが、ここに来て増えてきており、紛争の内容も合弁企業に関するものが増加傾向にある。中でも合弁企業のパートナー間の紛争が多いが、最近ではパートナー間で合弁企業の解散や撤退を

めぐる紛争が増加してきているようである。

かかる国際商事紛争の急増の原因にはいろいろあろうが、最大の要因は、急速な対外開放に伴った法整備がなされていないという現状にある。また、法律が制定されても、その確かな執行が必ずしもなされていないということもある。性急に対外貿易に参入した中国企業が、対外経済実務に精通していないなどの事情も多分にあるからである。

紛争の発生は、当然に望ましいものではない。しかしながら、中国との経済関係が緊密になり、取引が増えるに伴って、紛争が生じるのは避けがたい事実であろう。

4. 新しい動き

WTO加盟に伴い、知的所有権保護が一層重要になった。とりわけ、インターネットの普及により、ドメインならびに商標および商号に関する紛争が多くなってきている。中国国際経済貿易仲裁委員会(以下、「CIETAC」という。)は、香港国際仲裁センターと共同で「アジア・ドメイン紛争解決センター」を設立した。これは、米国の「CPR紛争解決センター」、「国家仲裁論壇」およびジュネーブの「WIPO仲裁・調停センター」に次ぐ、世界で4番目のドメイン紛争解決センターである。

5. 中国仲裁事業に当面存在する主な問題

(1) 事項管轄が狭い

中国仲裁法は、第2条において「平等な主体である公民、法人およびその他の経済組織間に生じた契約紛争およびその他の財産権益紛争は、仲裁することができる。」と規定する。また、CIETAC

表3 近年の日中商事紛争の内容

内 容	~90	91年	94年	95年
一般貨物の輸出入	7	2		20
プラント、生産ラインの導入	12			
原材料(含、薬品)の輸出入	4		約40	
合弁企業、合作企業関連	5	1 (合弁)		11
その他	1	1 (請負契約)		1 (委託加工)

(注) 筆者の仲裁研究所王生長主任へのヒアリングによる。

仲裁規則第2条は、仲裁事項について「国際または渉外の契約性または非契約性の経済貿易などの紛争」としている。知的所有権自身の有効性、破産の紛争、不正競争および反独占問題の紛争について、仲裁法およびCIETAC仲裁規則には明確な規定がない。しかし、「特許法」、「商標法」、「破産法」、「反不正競争法」の関係規定には、仲裁はできないと規定されている。

しかし、国際商事仲裁活動において知的所有権の問題はますます重要になってきている。不正競争、独占行為もますます多くなっている。これらの行為から生じる契約紛争や権利侵害行為も増えている。各国の仲裁管轄範囲は、逐次拡大され、この種の紛争も仲裁方式により迅速に解決されるようになっている。例えば、米国は、1982年の「修正法令」において、特許権の有効性および特許権侵害または特許権の如何なる権利から生じた紛争も仲裁することができるとしている。

WTOのUnderstanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes第1条第1項は、適用範囲を広範に定めている。また、貿易に関する知的所有権協定(TRIPs)においても上記紛争を仲裁事項の範囲としている。

(2) 仲裁合意の有効性の要求が厳しい

仲裁は当事者の自由意思を特徴とする。すなわち、当事者が、紛争を仲裁により解決すること、如何なる事項を仲裁に付託するか、誰に仲裁付託するかなどを決めることができるということである。

中国の仲裁法において、仲裁合意の有効性要件の要件が厳しい。

有効な仲裁合意は何かを規範化するために、仲裁合意の有効要件、仲裁合意の独立性、無効要件、不明確な仲裁合意の処理、仲裁合意の異議について、仲裁法第16条から第20条において定められている。

有効な仲裁合意とは、平等な主体である公民、法人およびその他組織が、契約紛争およびその他の財産権益に係る紛争について、契約に取り決め

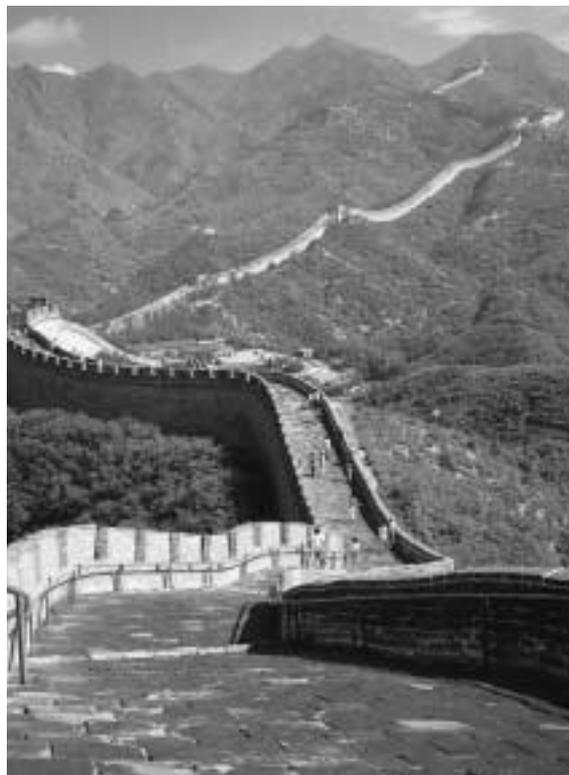
られた仲裁条項およびその他書面の方式により紛争発生前または紛争発生後に達した仲裁請求の合意をいう。この仲裁合意には、(1)仲裁請求の意思表示、(2)仲裁事項、(3)選定する仲裁委員会についての記載がなければならない。

上記の要件が満足されていない仲裁合意については、当事者は、この仲裁合意に対して補充合意することができるが、補充合意に達しない場合は、仲裁合意は、無効とされる。

(3) 臨時仲裁を承認しない

当事者が契約において中国で臨時仲裁を行うことを規定した場合でも、仲裁法によりこの仲裁合意は無効となる。この場合、紛争解決は中国の裁判所で行わなければならない。中国側当事者が、裁判の結果、勝訴した場合、この勝訴判決を外国で執行しようとする場合、多くの困難があり、執行できないこともある。執行コスト、時間の浪費でもある。WTOの紛争解決メカニズムは、柔軟性および迅速性を表明し、臨時仲裁は紛争解決期間の引き延ばしを防止し、仲裁効率を高めるものであるとしている。

(以上)



八達嶺長城 / 北京